

水産政策審議会第41回企画部会 議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第41回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成24年4月13日(金) 午前10時30分

閉会 平成24年4月13日(金) 午前11時52分

2. 出席委員

(委員) 來生 新 木場 弘子 長屋 信博 馬場 治 原 一郎
山下 東子

(特別委員) 角 好美 須能 邦雄 高橋 健二 野崎 哲 濱田 武士
安成 椰子 渡邊 朝生

3. 水産庁側出席者

鹿野農林水産大臣 佐藤水産庁長官 柄澤漁政部長 新井企画課長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第41回企画部会 議事次第

日 時：平成24年4月13日（金）10:30～11:52

場 所：農林水産省 第2特別会議室

1. 開 会

2. 資料説明及び討議

- (1) 「平成23年度水産の動向」（本文案）
- (2) 「平成24年度水産施策」（案）の諮問
- (3) その他

3. 閉 会

目 次

1. 開	会	1
2. 農林水産大臣あいさつ		1
3. 資料説明及び討議			
(1) 「平成23年度水産の動向」(本文案)			
(2) 「平成24年度水産施策」(案)の諮問		2
4. そ	の	他 2 4
5. 閉	会	2 5

○企画課長 それでは、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから「水産政策審議会第41回企画部会」を始めたいと思います。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告をさせていただきます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして審議会の定足数は過半数とされておりますけれども、本日は委員8名中6名の方が御出席されており、定足数を満たしております。したがって、本日の企画部会は成立しているということをまず御報告いたしたいと思います。

また、特別委員の方々におかれましては10名中7名の方が御出席されておりまして、本日、活発な御審議をお願いしたいと思っております。

なお、水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして公開で行うということになっております。また、第9条に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するということですので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、鹿野農林水産大臣が間もなく御到着されますので、大臣が御到着次第ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

(鹿野農林水産大臣入室)

○企画課長 それでは、早速ではございますが、水産政策審議会第41回企画部会の開会に当たりまして、鹿野農林水産大臣よりごあいさつを申し上げます。よろしく願いいたします。

○鹿野農林水産大臣 おはようございます。水産政策審議会企画部会の委員の皆様方におかれましては、今日まで白書につきましていろいろと御議論・御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。大変限られた時間の中で時間を割いていただきまして、いろいろとお話をしていただいたということに対しまして、そして、意義あるお考えをお示しいただいたということに対しまして、農林水産省を代表いたしまして、政府を代表いたしまして、皆様方に心から感謝を重ねて申し上げさせていただきます。と思っております。

とにかく昨年3月11日の大震災によりまして、とりわけ太平洋沿岸におけるところの、水産業の未曾有の被害を受けたということの中での、この白書ということになるわけでございまして、そういう意味におきましては、私どもといたしましては一刻も早く復興に向けて取り組んでいかなければならない。この1年間、懸命に政務三役・事務方、一体的な取組みの中で頑張らせていただきました。そういう中で、皆様方からいろいろと、白書に

つきましてもお考え・御意見をお聞かせいただき、また、この3月には水産基本計画も策定したところがございますけれども、その策定に向けても皆様方からいろいろと御議論をいただいた。大変ありがたいことでございます。

その皆様方のお考え等々がまさしく基本計画として、また、白書というものを提示させていった中で盛り込ませていただくということになるわけでありましてけれども、とりわけこのことは、今後の大震災の被災地におけるところの一刻も早い復興にもつながるようにしていかなければなりませんし、同時に、水産ということに対しての国民の理解を得ることがこれまた非常に重要なことございまして、この白書がそういう意味ある白書になるものと私どもは確信をさせていただいているところでございますので、今日はとりまとめの最後の部会であるということも承知しておるところでございますので、どうぞ、この日におけるところの部会におきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りますことも心からお願い申し上げまして、感謝の気持ちを込めまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

早速、議事に入らせていただきます。本日の議題でございますが、「平成23年度水産の動向」（本文案）についての質疑・討議と、水産基本法第10条に基づき、「平成24年度水産施策」（案）について農林水産大臣から諮問されますので、その審議となっております。

まず、諮問事項に入ります。「平成24年度水産施策」（案）につきまして農林水産大臣からの諮問をいただきたいと思います。

○鹿野農林水産大臣 水産政策審議会会長 山下 東子 様

「平成24年度水産施策」（案）について 諮問第216号

水産基本法第10条第3項の規定に基づき、別添「平成24年度水産施策」（案）につきまして、貴審議会の意見を求める

平成24年4月13日

農林水産大臣 鹿野 道彦

よろしくお願い申し上げます。

（鹿野農林水産大臣から山下部会長へ諮問文手交）

○山下部会長 ここで、鹿野農林水産大臣は、所用により退席されます。

○鹿野農林水産大臣 よろしくお願ひ申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

(鹿野農林水産大臣退室)

○山下部会長 それでは、ただいま諮問のありました「平成24年度水産施策」(案)の審議に入る前に、これの作成に当たって考慮いたします「平成23年度水産の動向」(本文案)の資料についての説明と質疑応答を先に行いたいと思っております。

資料につきましては、事前に配付されておりますので、簡単にポイントの説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

まず、封筒に入っております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

1枚目が議事次第でございます、その次に委員名簿、それから、配付資料ということで、本日は資料1～4ということで入れさせていただいております。

資料1が、「第1部 平成23年度水産の動向 第I章 特集 東日本大震災(案)」でございます。

資料2が、「第1部 平成23年度水産の動向 第II章 平成22年度以降の我が国水産の動向(案)」でございます。

資料3が、「第2部 平成23年度水産施策(案)」。

資料4が、先ほど諮問をいたしました「平成24年度水産施策(案)」でございます。

それから、参考資料といたしまして、今まで御議論いただきまして、既に郵送等で送っておりますけれども、水産基本計画の冊子、それから「新たな『水産基本計画』のポイント」ということで、皆様にわかりやすくポイントの資料をつくりましたので、本日、この審議会の資料ということで配付させていただいております。

資料について、過不足はございませんでしょうか。

それでは、引き続き資料の説明に入らせていただきたいと思います。

資料の説明は、資料1、資料2のいわゆる特集・東日本大震災のものと、それから、動向編と呼んでおります我が国水産の動向につきまして簡単に御説明させていただきたいと思います。

委員の皆様方には非常に大部でございますけれども、事前に資料を配付させていただいておりますので、本日の説明は簡略にさせていただきたいと思います。

前回の企画部会におきまして、今回の資料の編集方針について御説明いたしました。1つは、できるだけ分量を増やさないということ。それから、東日本大震災の特集につきましては、この1年間を振り返りまして、できるだけ網羅的に、かつ皆様にわかりやすいような形で、まだ復興の途上でございますけれども、震災を記録に残していこうという方針で編集させていただきました。

特集編の東日本大震災につきましては、前回の素案であらかたの文案をお示ししておりますので、それについて、いただいた意見も踏まえて、今回の案ということで示させていただいております。

まず、第1番目の編集方針、分量を増やさないということでございますけれども、前年の白書は98ページでございました。私ども、大変努力をいたしました。今回、特集編と本文編を足しますと127ページということで、目標を達成することはできませんでした。しかしながら、特集編の方でできるだけ写真をビビッドに載せたいということもございまして、そこにつきましては御容赦をいただきたいと思います。

そういう点で、実は動向編の方は分析が物足りないという御指摘は恐らくあるかと思っております。それにつきましても、私ども承知をしておりますが、できるだけ御容赦いただきたいと思います。

それでは、資料1の「第1部 平成23年度水産の動向 第1章 特集 東日本大震災(案)」のところにつきまして、若干ページをおめくりいただきながらごらんいただきたいと思います。

資料1で、目次がございまして、第1節は被害状況についてまとめているということで、それが1～16ページまでということでございます。

順におめくりいただきますと、1ページが全体の被害の状況で、3ページに被害額の総額、それから、4ページに全国におけます被害、北海道から沖縄までということでもまとめさせていただいております。

5ページ以降が、それぞれの施設別ということございまして、漁港、漁船、それから、養殖等の施設についてのそれぞれの被害と被害の特徴を書かせていただいているということでございます。それが16ページまでということでございます。

次に、第2節にまいりまして、復旧・復興の取組みということで、被災直後の緊急対応からそれぞれ、ここは基本的には時系列ということで整理させていただいております。政府によります緊急の対応、水産関係団体や企業等の方々の支援、それが18ページでござ

いまして、20ページ以降が予算、それから、法制度の整備によります本格復旧ということでございます。それが28ページまで続きまして、28ページにおきましては、現在のところの予算でいろいろ復旧されたものにつきましての写真を幾つか掲載させていただいているということでございます。

それ以降、29～30ページでは、国以外の都道府県、それから、市町村におけます復旧の計画というものにつきましても、ここで記載させていただいております。

31ページからでございますけれども、これは前回お示しした素案ではほとんどあいておりましたが、現場におけます復旧・復興の動きということで、水産の関係者の方々が協力しているもの、それから、他県の方々の協力、企業の方々あるいはNPOの方々がさまざまな形で手を差し伸べてくださったものにつきまして、全部というわけではございませんけれども、幾つかの特徴的なことをということで注書きをした上で記述させていただいております。それが32～39ページまでということで、今回の白書におきましては、このボリュームが相当多くなっているということでございます。

40ページは、現在のところの復旧・復興の進捗状況ということで、水揚げから加工流通施設、がれきまでということでまとめをさせていただいております。

続きまして第3節、41ページ以降が水産業にもたらしている影響ということでございます。まず41ページで、この被災地域が果たしてきた役割、それは漁獲の水揚げ、あるいは養殖のみならず、拠点漁港という形で、他県の方々も利用する、非常に重要な地域であったということを41～42ページで記載させていただいております。

それから、44ページで、水産物の国内流通への影響ということでございまして、岩手県、宮城県の主要な漁港の水揚げの数量、徐々にではありますけれども、前年並みに近づいてきているということでございます。

他方、45ページで、三陸地方の拠点漁港の機能が低下したということによりまして、水揚げ地が銚子、根室あるいは塩釜といったところで水揚げをされておりまして、その結果もあるということでございますけれども、46ページの東京都中央卸売市場の入荷量、価格を見ますと対前年に比べましてそう遜色のない、取扱量で見ますと92%、価格は105%となっているということでございます。

また、小売価格への影響で、46ページの下から記述しておりまして、具体的には47ページのグラフを見ていただければと思いますが、震災直後、魚種によりましては影響がございましたけれども、非常に高値が続く、今、ワカメはまだ高いようでございますけれども、

魚種によっては特徴的な動きはそんなに見られなかったのかなということで分析をさせていただいております。

47ページが加工業、48ページが輸入の動きということでございます。

それから、51ページが原発事故の影響でございます。これにつきましては、原発事故の影響の状況、それから、モニタリングの状況につきまして、それぞれ詳しく記述をすることでございます。前回いろいろ御指摘がありました点も踏まえまして、モニタリングのやり方、測定の仕方ということで、測定の仕方は、具体的には54ページから、どういう形で調べているのかということを書かせていただいております。

この白書、5月中旬以降の閣議決定ということでございますので、55ページ以下はいわゆる規制値、新基準値につきましての話を書かせていただいております。ここにつきましては、食品衛生審議会が決まった経緯、水産物の今後とられるであろう食品衛生法、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限・摂取制限といったもののいわゆる制度の枠組み、それから、基準値を上回る水産物の流通防止措置ということで、この制度以前に自粛あるいは自主的な判断によって水揚げを自粛しているということで、基準値を超える水産物の流通をきちんと防止していくということを56ページに記述させていただいております。

それから、57ページ以降がいわゆる風評被害、それから、消費者への情報提供の充実、海外に向けた取組みということで、原子力発電所事故のいろいろな影響を克服していくための、これはまだ今後もということでございますけれども、取組みについて記述させていただいております。

59ページ以降が輸出の話で、輸出も各国が規制をとっている中、なかなか厳しい状況ではございますけれども、平成23年、暦年で見ますと前年比11%減でございますが、平成21年に比べますと0.7%増ということで、日本の水産物の価値をこれからもきちんと訴えていくということによって輸出の減少も歯どめをかけていこうということでございます。

62ページ以降が我が国の復旧・復興に向けた取組みから考える水産業の将来ということで、4点に分けて、事例を交えながら記述させていただいております。

1つは、62ページにございます、消費者と漁業者等との連携の強化ということで、今回いろんな方々が水産への関心、それから、いろんな意味で手を携えていきたいということをおっしゃっていただきまして、オーナー制度とかいろんな形の方が積極的に販売していただくという取組みができてまいりました。こういう関係、都市住民等の方との水産業の

関係というものを被災地のみならず全国の中でも輪を広げていけばというふうに考えてございます。

63ページが新たな操業形態の導入や高品質な水産物の供給に向けた取組みということで、今回の震災を機に、協業で生産に取り組む、それから、新たな地域資源を活用した水産物を展開していくという活動につきまして、事例を交えて書かせていただいております。

66ページは、何といたしまして、これから防災・減災の考え方をきちんと徹底して、いろいろな施設を整備していくということで、後ろの動向編にもございますけれども、今回、漁港漁場整備計画も立てました。そういう中でもこういう考え方をきちんと取り入れながら、漁業を、浜で生活しながら安心して営んでいけるようにということで今後の整備に心がけていきたいということでございます。

67ページは、放射性物質に対する水産物の安全と消費者の信頼確保ということで、今後、長期間にわたるセシウムの問題というのはやはり避けて通れない問題ということでございます。これにつきましては、消費者への情報提供、それから、モニタリングをきちんとするというのと、それによりまして、基準値を上回るものは市場に出ていかないということで、いろんな意味での安全の確保、それから、諸外国への働きかけをしていこうということで課題の4番目に挙げさせていただいております。

続きまして、資料2でございます。これは動向編でございまして、基本的には前年度からのいろいろな資料のリバイスを中心にさせていただいているところでございます。

動向編の1ページで、まず皆様に御議論いただきました水産基本計画について、本来であればもっとページを割いて記述すべきところでございますけれども、今回いろいろな制約がございまして、ここでは簡単に記述させていただいております。

次が需給の動向ということで、基本計画の中でも消費の減退が非常に激しいということがございまして、そこにつきましては実際の消費の額の中で食料が減っている。それから、肉類と魚介類の摂取の差が拡大しているということで、データを挙げまして記述させていただいております。

5ページで、2012年、今年の1～2月に行いました消費者のアンケート等も取り入れてやらせていただいているところでございます。

それから、8ページのコラムの中では、水産物のいろいろな健康のメリットに関しまして研究というものがいろんなところで行われておりますので、その特徴的なものにつきまして2件挙げさせていただいているところでございます。

10ページが輸出入で、13ページで自給率につきまして、各国との比較も取り入れながら書かせていただいているところでございます。

それから、15ページ以降が水産業をめぐる状況ということで、漁業・養殖業の動向について、暦年での整理をさせていただいているところでございます。

19ページにまいりまして、漁業就業者の話でございます。前回の審議会で濱田特別委員からも御指摘がございまして、中核的な專業の担い手が増えているということで、明るい兆しも見えているということで、そこは記述とデータを加えさせていただいているところでございます。

21ページが漁村におけます女性の活動ということで、実際の漁業就業者では大変少のうございますけれども、陸上の仕事、それから、水産加工業を支える女性の元気な活動につきまして4ページにわたって記述させていただいています。

24ページが経営をめぐる状況ということで、平成23年度から行っております資源管理・漁業所得補償対策の概要。それから、今年度、平成24年度から更に、より使いやすく、それから、価格高騰のときに補てんが受けられるようにということで制度を充実しておりますコスト対策につきまして記述させていただいているところでございます。

27ページで漁船漁業の操業体制の再構築ということで、もうかる漁業の事業の仕組み、それから、省エネの仕組みということで、構造改革の制度の枠組みにつきまして記述させていただいているところでございます。

その後、いろいろございますけれども、基本的には昨年資料を現在において見直すということで記述しておりますので、そこにつきましては御説明を省略させていただきたいと思っております。

次に第2部でございますけれども、「平成23年度水産施策」というものがございます。いわゆる講じた施策というふうに呼んでおりますが、これにつきましては平成23年度に講じようとする施策につきまして、実際の講じたものを踏まえまして記述を書き直しさせていただいているところでございます。

資料4の「平成24年度水産施策」につきましては、前回の審議会でその枠組みにつきましてお諮りいたしました。今回、新たな基本計画ができたということでございまして、平成23年度の講じた施策とは違いまして、今回の基本計画の枠組みに併せて平成24年度の講じる施策というものを整理させていただいております。これにつきまして着実に私ども実施をしていきたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上にさせていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、時間的な制約もありますので、大部の資料ではございますが、2つに分けて御意見をいただきたいと思います。

1つ目は、資料1の「第1部 平成23年度水産の動向 第I章 特集 東日本大震災（案）」についてということで、資料1についてだけ、まず前半で御意見をいただきたいと思います。

後半につきましては、資料2「第1部 平成23年度水産の動向 第II章 平成22年度以降の我が国水産の動向（案）」、資料3「第2部 平成23年度水産施策（案）」、資料4「平成24年度水産施策（案）」についてまとめて御意見をいただきたいと思います。つまり、今からは資料1をまず皆さんの方から御意見を伺って、それが一区切りついたところで資料2～4をまとめて御意見をいただくというふうにしたいと思います。

それでは、資料1の「第1部 平成23年度水産の動向 第I章 特集 東日本大震災（案）」について御意見をお願いいたします。

それから、私、今、事務局からの説明を聞きながら、事前にお配りしていたものと今日席上に配付されているものを照合していたんですけれども、途中から1ページずれていまして、事前配付された資料をごらんになって御意見をおっしゃる方もいらっしゃると思うので、皆さんお聞きになるときに、そのページ数を言われたら、その前後というんでしょうか、探しながらお聞きいただければありがたいと思います。

それでは、どなたからでもお願いいたします。

大体時間としては30分くらいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。資料1でございます。

それでは、馬場委員お願いします。

○馬場委員 細かい点でいいですか。

○山下部会長 細かい点でもいいと思います。

○馬場委員 まだ見直しされるんでしょうけれども、何か大学的で申し訳ないんですが、2ページの上の「地盤沈下の状況」で、これはセンチメートルだと思いますけれども、単位がないんです。

そういう細かいことですが、いいですか。

○山下部会長 いいと思います。

○馬場委員 あと、18ページの下の「銚子漁協」と書いてあるのは「銚子市漁協」ですね。新しい、今日配られたもののページ数です。

あと、22ページの2つ目の「東日本復興構想会議の提言」、これは「東日本大震災復興構想会議の提言」ですね。

とりあえず、細かいところではそんなところですよ。

○山下部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

木場委員、お願いします。

○木場委員 ありがとうございます。

内容が云々というよりは、広報的な立場から見やすさ、伝わりやすさ、についてお話しします。まずお礼なんですけど、55ページなんですけれども、前々回の会議で実際に私たち消費者がどういうふうには検査をされているかを分かりやすくお願いしたいと申しました。私も1回、牛肉の方で視察してきましたが、そういったものを見ることによって納得感を得て、安心が得られるようにという要望を出させていただきました。掲載されているものは、ほとんど私が視察したものと同一内容ですが、こうして見ますと、きちんとこのような形で調査がされているということがわかりますので、半ページ割いていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。

それから、4ページなんですけど、それとは逆のことで恐縮ですが、1ページに収めようということでもかなり詰め込んでありまして、私も眼鏡をかけておりますが、それでもかなり厳しいところがあり、これだけ細かいと、一般の方が見る気が湧きません。やはり伝えることを考えて、2ページに分けるなりして、興味を引くよう工夫していただきたいと感じました。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊特別委員をお願いします。

○渡邊特別委員 1ページ目なんですけれども、「(1) 被害の概要」ということで、この大震災の被害としては、津波の被害と、その後の地盤沈下というものが大変重要な課題になっているんだと思います。その記述のところなんですけど、一番下のパラグラフで、「この地震による大きな揺れは、東北地方から関東地方北部にかけての太平洋沿岸の各地で地盤沈下を引き起こしました」という記述なんですけれども、この揺れが引き起こしたとい

うのはちょっと違和感を感じるので、この辺は御検討していただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 以前もちょっと指摘をしたんですが、作業をしている写真の救命胴衣を着用した写真を使っていたいただければありがたいです。28ページと43ページがそうなんですけれども、28ページは下の右側の方にあるんですが、できれば、右側の人は指導者ということなので、指導者自ら本来であれば救命胴衣を着けていただけると本当はありがたいんですけれども、その辺、もし検討できるのであれば検討してください。お願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

この28ページの研修生は着けているんですか。

○高橋特別委員 着けているようには見えるんです。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私からも1つ申し上げたいんですけれども、56ページです。放射性物質の基準のことなんです、国の基準というのがあるんですが、下の方に基準値よりもっと厳しい基準を小売店などが設けている例というのがありますが、ここには団体もありますみたいな言い方が書いてありまして、そういうところいわゆる小売業で独自基準を設けているところというのは想定してここに入っているのか。あるいはここにそういうふうに書かれることで、どういうスタンスで書いているのか。これは賛否両論あるわけですね。国の基準で十分ではないかということと、独自基準でより安心にというのがいいのではないかということ、賛否両論あるんですけれども、その辺りはこの4～5行でどういうふうに読むのかなというふうに思いました。

それでは、須能特別委員お願いします。

○須能特別委員 その件につきましては、資料4のところでも改めてお話しさせていただきたいと思いますので、今回は資料1なので、ここはパスしたいと思っていました。

○山下部会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

馬場委員、お願いします。

○馬場委員 今回、いろんな復旧・復興の事例を取り上げられて、これは取材されたのだ

と思いますけれども、これはこの席で言っているのかどうか、地元周辺でそれに対する評価というものを聞かれた上で載せているのか、あるいはもう水産庁側の一方的な取材だけで載せているのか。といいますのは、63ページの三陸とれたて市場というものがありまして、「地元の漁業者と一体になって」とありますけれども、これは私の知っている限り、ごく一部の漁業者だと思えます。あり体に言いますと、地元の漁協と決して協調的に取り組まれているわけではないと思えます。ただ、テレビ報道等は随分されていましたが、これは私、反対というわけではないんですけれども、地元とかの岩手県漁連なり、地元漁協なりとは調整する必要はないんでしょうが、もしかすると、何でこれを取り上げるんだというような不満が出てくるかもしれないと思っています。そういう危惧を持ったんですけれども、水産庁の判断で結構です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、角特別委員お願いします。

○角特別委員 56ページの、部会長がおっしゃった基準値の方で、この前、うちの方で役員会を開いてから、その数字が踊ること自体に物すごく不安を感じるというのが多くの意見でした。特に瀬戸内海の方も、多分、瀬戸内海までは風評被害は来ないかなと思っていたら、私もこの最近、役員会に出ていなくて、うちの意見などは全然わからなくて、ナマコが風評被害で、中国等の方が買わないから出荷も3割ぐらい下がっているという状況があって、余り数字などは付けてもらいたくないというのが今回よく言われていました。

それで、先だって福島の方から電話で、建物とかいろいろ、今、除染作業をしていますね。それで、除染した水がまた河川を流れて海に流れるのではないのかという不安も多く聞かれています。できれば、可能な限り、その水を回収してから少しでも河川に流れないような方法などもとっていただければというふうに思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

また皆さんがお考えに間になっている間に意見を述べますけれども、この原発問題については第4節にまとめてあるんです。それで、その前のところでも関連しなくはないところはあるんですが、一応、そこで書かずに、第4節にまとめて書いている、そういうスタンスというんでしょうか、そういう感じかなと私も思いまして、皆さんそれをどういうふうにお考えか、私も伺いたいと思っていたようなところもあります。今、角特別委員がお

っしゃったように、実際に輸出入などにも大きな影響というのは全国的に出ているということもあるわけですからね。

長屋委員、どうぞ。

○長屋委員 先ほど会長からもお話のあった、この56ページのところの「100ベクレル/kgよりも低い濃度において水揚げを自粛することとしている団体もあります」。ここに付きましては、なぜ基準値より低いところで自粛をかけるかというこの意味合いは、100ベクレルでは危ないからということでは決してなくて、100ベクレルを超えるものを一切市場には出さないために、それよりも低い数字で自粛をかけるという措置をとっている、そういうことをここはしっかりわかるような記述にしていだければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

來生委員、どうぞ。

○來生委員 私、水産のことは余り詳しくないので、考え方を教えていただきたいんですけども、44ページの「(2) 水産物の国内流通への影響」という大きな柱の中に、次の45ページで「各地の養殖産地の被害による供給への影響」という項目がありまして、それとは別に49ページの(5)のところで「養殖用種苗や漁業生産用資材の需給への影響」というくくりになっていますね。その最初の括弧が「養殖用種苗の需給への影響」ということで、こういうものは分けて議論するのが一般的なのか。

つまり、養殖用種苗の全体の供給に対する影響というのは2か所に分かれて書かれている。それで、何となく養殖用種苗と漁業生産用資材は性格が違うような気が素人にはしまして、ここを一緒にしていることの意味というのは何なのかということで、そういうこととの関係で、その前のページの「(4) 国内の供給減に対応する輸入の増加」というものがありますね。これは考え方ですから、どうでもいいといえばどうでもいいんですけども、何となく一つの考え方は、養殖用種苗も含めて生産に対する影響というのは前の方で全部書いて、最後にそれに対する輸入の増加という整理もあるのかもしれないと思ったものですから、養殖用種苗というものを(5)で分けて議論していることの意味はどういうところにあるんだろうとふと思ったという程度なんです。

○山下部会長 御指摘ありがとうございます。

そう言われてみたらそうだというふうに、私も気がつかないんです。

○來生委員 何となく、自分で論文を書くときの感じではちょっと違和感があるという感

じです。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、お答えがいただけますか。

○企画課長 今回の来生委員のお話につきましては、45ページの、これは「養殖産地」というふうに書いてあるので、ここは訂正の余地があるのかなと思っているんですけども、ここは基本的に、いわゆる水産物の、物の供給の話を書いておまして、それで入荷量とか価格への影響ということで、価格のところでは養殖のワカメとかカキとかも含めて書かせていただいています。

種苗は、水産の立場からするといわゆる生産資材、種でございますので、そういう位置づけでこの漁業の生産資材のロープとか定置網と一緒にところで区分をさせていただいているということです。前はいわゆる食べ物ということで、価格と量について記述をさせていただいている。

○来生委員 わかりました、マーケットが違うということですね。

○企画課長 はい、そういうことでございます。

○来生委員 わかりました。

○山下部会長 ありがとうございます。

手直しで少しわかるようになっていると、よりよいかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、この資料1につきましては、ここで一旦区切りまして、次に資料2～4にまいたいと思います。この資料2の「第1部 平成23年度水産の動向 第II章 平成22年度以降の我が国水産の動向（案）」、資料3の「第2部 平成23年度水産施策（案）」、資料4の「平成24年度水産施策（案）」ということでございます。

須能特別委員の方から資料4について御意見があるということを伺っておりますので、まず須能特別委員から口火を切っていただけますか。

○須能特別委員 資料4の5ページの「2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響の克服」というタイトルで出ています、これについて意見を述べさせていただきたいと思います。

今朝の新聞に、御存じかと思いますが、牛レバーについて厚生労働省の方から諮問を受けたと思われませんが、内閣府の食品安全委員会は12日、食中毒を防ぐため、飲食店などに牛の生レバーの提供を法的に禁止するのが妥当である、こういうことで、多分6月

ので、何とかいろいろな形で戦略・戦術を立てて、限りなくゼロにするというようなことをしますと、ますます日本の自給率が下がってしまい、今、漁師も仕事をしない。

実際には漁業の水揚げ、例えば石巻であれば、200億の水揚げに対して600～800億というような加工流通業があるわけです。農業と違いまして、水産の場合は水揚げされた魚をそこで加工しますので、やはり水揚げしないということは加工業がほかの地区の産物を持ってきて加工するというのは簡単にいかないんです。醸造業のように、米、しょうゆみたいに地元の米だの大豆を使わなくてもつくれますけれども、水産加工業というのはそこで水揚げされた魚を使ってやるようにできていまして、まさしく水産業は獲る漁業から加工業、流通という6次産業が産地市場では成り立っているわけですし、水揚げを自粛するということは2次・3次産業で、6次産業化された地方都市はだめになってしまうんです。ですから、それを十分、国民の人たちに理解させ、きずなで食べて協力すると言っているながら、実際にはわかりませんし、外国から見れば日本全体が汚染されているというふうに見られるわけで、せめて国内の人間がそういうことをやらない限り、先ほどの瀬戸内海が汚染区域に見られてしまうのは、外国から見れば当たり前の話なんです。

ですから、それはエリアを狭めれば東北の中でも、関東が東北の魚を食べないというのと同じで、やはりそういうような意味から言いますと、せっかく手厚い国からの施策がありましても、実はうちの方も昨日も第31回の水産復興会議をやっている中で、土地のかさ上げも決まった、4分の3の補助金ももらったけれども、本当に手をつけてしまった後に、これが30年も半減期があって、現実にはいまだに放射能を垂れ流しているであろうと思われる中で、施策がとれない中で、工場は建てたけれども、できるんだろうかと、みんな深刻に考えております。

ですから是非、行政の皆さんが、この問題は平成24年度の施策の中で官民挙げて取り組んでいただきたい。少なくとも50ベクレル以上のものは売らないとか、「放射能ゼロ宣言」などというものは、私はとんでもない話ではないかということを出してほしいんです。それをどういう形で出すべきかは是非、国を挙げて考えていただきたいということで、この5～6ページの絡めた放射能の問題については、そういう部分を含めた形で記述をしていただきたいと、このように思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2～4で、今のは資料4でございましたけれども、どれでも結構ござ

います。

また、資料2については、事前にお配りしたものとページ数は変わっていません。恐らく細かい文言などが、修正が入っているかもしれませんが、事前配付資料のページ数でお話しいただいて大丈夫だと思います。

いかがでしょうか。

それでは、まず私から細かい話をさせていただきたいんですが、資料2でございませぬ。その例えば4ページのところにスーパーと鮮魚専門店でのアンケートをしておられるんですけども、このスーパーといったときのイメージというのは、皆さんそんなに違わないかなと思うんですが、鮮魚専門店というときのイメージが人によって違うかなと思うんです。実は昨日、レクを受けたときにはデパ地下のいわゆる鮮魚店、あれも鮮魚専門店であるというふうには、そういうイメージでおっしゃられて、自分のイメージとは違いましたので、今更アンケートを取り直すというわけではないんですけども、一応こういうイメージであるというものを、書く上では統一されたものがあった方がいいのではないかと思います。

それから、とても細かい話で申しますと、7ページの魚介類・肉類の年齢階層別摂取量の図なんですが、これは真ん中辺りの40～20代の矢印がすごく見にくいので、多分、色を工夫していただくともうちょっと見やすくなるのではないかと。これは私はとても大事な図であると思っけていまして、とてもセンセーショナルなものであると思っけていますので、それをちょっと工夫していただければと思っけています。

それから、例えば11ページの「我が国の水産物輸出の動向」なんですけれども、ここで輸出の動向ということ言う限りは、この原発事故もさることながら、この間の円高というものがどういうふう輸出に影響しているのかというふうにすごく気になるんですけども、特になかったように思っけています。見逃しかもしれませんが、円高で減ったのか、円高でも変わらないのかというようところがちょっとわかりにくいと思っけていました。

それから、「なお、平成24（2012）年2月の水産物輸出金額は前年同期と比べ約5%の増加となっています」というふうにあるんですけども、ごめんなさい、それはこの一月だけを取って何を言いたいのがわからなかったので、一応、読者としてそれを申し上げたいと思っけています。

そういう細かい話はその後も幾つかはございませぬけれども、一旦ここで私は区切りたいと思っけています。

それでは、皆さん、ほかにいかがでしょうか。

高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 資料4の7ページの一番上のパラグラフの最後で、「資源管理計画等に基づく減船や」という形で入っているんですが、私の理解では即減船ということではなくて、資源管理というのは当然、係船、休漁、最後にあるのが私は減船だという理解で、以前も申し上げたんですが、ここの記載が即減船というような形になっていますので、この辺は修正できるのであれば入れていただければありがたいと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 資料4の7ページが出たついでに、その隣の8ページに「2 国際的な資源管理の推進」というものがあります。そこの「(2) 公海域等における資源管理の推進と海外漁場の確保」。この中身はよく理解できるんですけども、(2)は「ア マグロ類」と、その次の9ページになりますが、「イ 鯨類」、この2つに分かれています。この2つの中で、9ページ目のアの④。アは①～④とあります。この④に関しては、マグロの項の中に入ってしまったいて、マグロが二国間とか「北太平洋漁業委員会」、こちらは天皇海山の方だと思しますので、ここのところを交通整理された方がいいのではないかと感じています。

ちなみに、8ページ目の「(2) 公海域等における資源管理の推進と海外漁場の確保」、これは前年度を見ますと、後で見ていただければおわかりになると思いますけれども、前年度は11～12ページですが、資源管理の推進という部分と海外漁場の云々という、これは2つに分かれて記載されています。これをここで1つに書かれたので、ちょっと混乱されたのかなという気がしますので、交通整理を是非お願いしたいと思います。

もう一つ、資料2の方に戻りますけれども、動向編の35ページ目に「コラム：マイワシ資源に回復のきざし」というものがあります。その中で、明るい兆しとして最後の行に「平成22(2010)年生まれのマイワシの生残率が近年では卓越して高いことが明らかになっています」という記述があります。これは生残率という言葉はよくないのではないかという気がします。

右の方の36ページの脚注にプレスリリースというものがありますけれども、これはインターネットで読んでみたら、2010年生まれのマイワシはたくさん生き残っており、これは近年では卓越で、加入豊度は近年では卓越、要するに生残率という言葉は使っていま

せん。生残率という言葉を使うと、資源量が幾らあって、親と加入量の割り算をするということになりますので、このところは多分、水産総合研究センターの方が書かれたんだと思いますので、確認していただければよいかというふうな気がします。

あと、私も細かいところを個々に言いたいんですけども、今回、この資料2のグラフ、図表をざっと見回してみますと、何か統一が取れていなくて、グラフの外側に枠があったりとか、いろんな見にくいところがあります。それで、去年はどうだったのかというふうに去年を見ましたら、物すごくきれいになっていましたので、多分これは暫定的な絵であって、化粧直しをしてくれるのだろうというふうに思いますので、期待します。

細かいところは、私、書き入れておきましたので、後で事務局の方にお渡ししたいと思います。

以上です。

○山下部会長 重要な御指摘、ありがとうございます。

厳しいですね。今年は水産基本計画がございましたので、ちょっと化粧直しが1か月ぐらい遅れてしまっているかもしれません。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 資料4の15ページなんですけど、「VI 漁船漁業の安全対策の強化」の④の後段の方に「また、船舶交通の安全のために緊急に必要な航行警報を、無線放送やインターネット等により提供します」ということですが、実は従来のテレビのアナログ放送が今年の3月いっぱいまで終わって、現在、地デジの対応ということになっています。ところが、これがどうも、制約があるのか、電波が届かないのか、従来のアナログの範囲が映らないんです。それで、沿岸から20マイルぐらいは大丈夫だろうという話だったんですけど、どうも、その半分以下の電波の到達しかなくて、テレビが映りが悪い、ないしは全く移らない、こういう状況になっているということを再三現場の方から言われております。

今、総務省とも若干話し合いを持とうということにしているんですけども、なかなか進展もしませんので、併せて、この辺、何かそれも含むんだということなのか、それとも、全くそれはこの中には入っていないということなのか。もし入っていないということであれば、非常時の情報の収集というものは、現在、テレビというものは当然、かなり有効活用されておりますので、そういう意味では、中に含めていただければというふうに思いま

す。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

馬場委員、お願いします。

○馬場委員 今回、ページ数を増やさないということですので、余り無理は申し上げませんが、昨年、一昨年と、ここ数年、資料2の12ページのこの図です。いわゆる漁業先進国と言われる国と日本の水産物生産消費構造というものが使われていまして、それと同時に、ちょっとページは違いますけれども、昨年度まではノルウェー、ニュージーランドと日本、韓国の魚種組成の図があったと思うんです。総生産の80%に達するまでに、たしかノルウェーは5魚種で、これはほとんどすべて、たしかタラの仲間、ハドックとかヘイクとかで、それに対して日本、韓国は約20種類ということで、私は個人的によくこれを使っているのですが、日本の漁業といわゆる漁業先進国の構造の違いを見せるのに非常にわかりやすく、こういうものを見せると一般の方も、日本の漁業はこういう状況なんだということがわかって、いわゆる単純にノルウェー型とかそういうものを志向できるわけではないんだということを理解いただけるので、もうちょっと頑張って使っていただけないかなと思うんです。今回、12ページの図はありますけれども、魚種組成のものはなくなっていたので、その上の空き地もありますし、使えるのではないかなと思います。

○山下部会長 レイアウトまで考えてくださって、ありがとうございます。

○馬場委員 それで、もしその両方をセットで使うとすると、44ページからの国際情勢というところで使う手もあるのかなと思っているんです。私がそういうふうに使っているからだけなんですけれどもね。

○山下部会長 ありがとうございます。

検討していただきます。

ほかにはいかがでしょうか。

安成特別委員、お願いします。

○安成特別委員 数字と説明についてなんですけれども、資料2の最初のところの4ページで、肉類と魚介類の摂取量がだんだん開いてきているというショッキングな数字が出てきて、その後ろにいろいろなデータの分析がありまして、最初に3ページで実収入が全体として下がっている中で、食料全体も勿論下がっているんですが、魚の取り方が少ないという問題に関しては、後ろの方の漁獲の数字を見ていきますと、やはりサンマの漁獲量が

非常に少なかったとか、大衆的な価格でなかったとか、そういうような言葉がちらほらと出ていて、全体としてそういう数字になったのかなとわかるんですけども、その分析がやはり弱く感じられます。こういう状況を踏まえて、水産基本計画の自給率は、実質的な食べる量を増やさなければならないという数値目標が出されたとも思えますので。

また、消費する側にとって一番大事な水産物の栄養とか安全というようなことが書かれているのが施策だと思うんですが、その中で、先ほど須能特別委員がおっしゃったように、特に重要な新しい放射能の安全基準が出てきたのかという点についてもなぜかということが丁寧に説明されていないままに数字だけがひとり歩きするような気がします。結局、説明は資料4の最後の方にありますけれども、数字のひとり歩きに懸念を感じますので。それから、21ページの「IX 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実」、あと、他省庁との連携というようなところでも、いろいろ複雑な現在の情勢をどういうふうにしちんととらまえて、それをどう分析していくかというのをきちんとやっていった上でこういうものが出てきたんだというような説明がなされないままに数字がひとり歩きしているように感じます。

そういうふうなことを感じるものですから、その辺をきちんとやっていくんだという姿勢を出して、説得力のある解説を是非加えていくことによって信頼を得られるのではないかと、これは多分、国民一般がそういうふうにいると思いますので。説明がないために、安全基準のためには数値がより低ければいいのではないかとというように数字が先走ってってしまう気がするので、その辺はやはり政府としては整合性のとれた数字を出していただきたい。それができるのが政府ではないかと思います。

○山下部会長 大きな課題をいただいたみたいですが、ありがとうございます。

濱田特別委員、お願いします。先ほど手を挙げておられましたね。

○濱田特別委員 細かい話で恐縮なんですけれども、資料2の25ページで、下の図です。

「指定漁業許可船延べ隻数及び漁業種類別船齢分布状況」が書いてありますが、これはいつの、何年の統計になっているのかということをも明記してほしいです。通常、年齢分布は、人間の場合はいつの統計かはっきりしますけれども、船の方もそうすべきです。昔はデータの集計が遅れがちだったので当年の最新データでないことは普通でした。ですから、このままでは2年前なものなのか、1年前のものなのか、ユーザーとして悩みます。

もう一つが56ページで、送ってこられた事前の資料では、説明が流通拠点と生産拠点がひっくり返っていました。今それが直っていると思ってみていたんですけども、生産

拠点のところの文言にやや抵抗があります。「大規模な養殖機能や避難機能を有するなど水産物生産活動の中核的な拠点となる漁港」というふうに書いてありますが、これは言葉がどこに係っているかが問題になります。「大規模な養殖機能や避難機能を有する」が中核的な漁港にかかるとなると、漁港が養殖機能を持っていることになります。そんなわけではないので、養殖生産を支える機能になるのでしょうか。ちょっと言葉遣いが粗いかなという感じなのでね。

それと、「大規模な養殖機能」というのもやや抵抗があります。これはどこをイメージしているのかわからないんですけども、「大規模」と言うべきなのか、どうかも含めて御検討いただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

来生委員、お願いします。

○来生委員 資料2の最後の「第5節 活力ある漁村づくり」のところで、「(1) 漁村の現状」の最後のところが「今後とも漁村人口の減少・高齢化が進行し、漁村の活力がさらに衰退した場合、多面的機能の発揮にも支障が出る可能性が懸念されます」という、何となく暗いイメージで現状のところが終わっているんですけども、せっかく今の総理大臣が海洋立国ということをやざわざ上げて、政府全体の動きの中でも、無人離島だけではなくて有人離島の政策も見直す。それで、ある種の海洋のフロンティアといいますか、海と日本人の関わりを見直すというような動きがあるので、そこら辺を少し明るいイメージを入れて、だから今までと違った漁村の活性化といいますか、今まで以上に漁村を活性化していく、そういう中で漁港の役割と機能の高度化というような、最後に少し明るい現状の政策の中である大きな動きを入れたらいいのではないかという気がしたということです。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

同じ場所なので、私も自分の意見を申し上げたいんですけども、55～56ページのところを、今、2つほど御意見を皆さんからいただいたので、この55ページの最後のところは、この第1種漁港がほとんどであるというふうに書いてあるんですが、そうしますと、56ページの漁港の図とか絵とか写真とかは、第1種、第2種、第3種みたいに並べてあるのかなと思うんですけども、この第2種、第3種という話は全然出てこないんです。ですから、それをそういうふうには言わないのかなというふうに思ったんです。

それから、この56ページの図なんですけど、この「流通拠点」と書いてある場所が海の上なんです。濱田特別委員、先ほど場所のことをおっしゃっていましたが、それでいいんですか。

○濱田特別委員 場所は、この絵のことも言いたかったのですが、小規模漁港もどこが小規模漁港かわからないんです。

○山下部会長 それで、この漁港の写真がありますね。これを見ても、どれが小規模かというのは割とわからないんです。

それで、一番上のものは第3種なのかなと思います。

○濱田特別委員 上の写真も、どこが漁港なのか。ですから、「流通拠点」と言っても、これは石巻なんです。どこなんです。

○山下部会長 流通と書いてあるのもそうですね。

○濱田特別委員 はい。これはただの空中写真です。どこが焦点になっているのか、ちょっとわかりにくい。最初送られてきた資料は流通と生産が逆になっていましたし、これは直していただいたんですけども、ですから、よけいにややこしく感じました。すごく理解に苦しみました。おっしゃるとおり流通拠点の文字の場所とか小規模漁港の文字の場所がどこを指しているのかわかりにくいです。混乱してしまいます。

○山下部会長 それで、せっかくこういう漁港の写真に場所の地名を入れるのかどうか、それはわからないんですが、例えば58ページの伝統的な漁村のお祭り、こういうものはどこの何祭りなのかというのがわかってもいいのではないかと思うんです。それは意見として申し上げました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、また皆さんが考えておられる間に、26ページの「沿岸漁船漁家の漁業経営状況の推移」なんですけど、このいわゆる漁労所得は200万円とかで、非常に低いわけです。しかし、事業外所得を合わせれば、都市のサラリーマンと遜色ないというような言い方をしておられるわけですが、その意図というんでしょうか、同じぐらいになるから低くないんだというふうに言っておられるのか、その意図がちょっと私にはなかなか読めない。しかも平成18年以降は事業外所得の計測をやめているので、なかなかはっきりそういうことも言えないのではないかというのが、遜色ないぐらい高いんだということをここでアピールしたいのかなというふうに思うんですけども、そこがうーんというふうに思ったようなところです。

それから、HACCPのところ、アメリカのHACCPが260件ぐらい、だんだん増えてきている。でも、EUのHACCPを取っているのは20数件ぐらいで、34ページの図なんですけれども、これを見ますと、やはりEUのHACCP認定をもっと受けられるように促進しなければいけないということはすごくよくわかる図で、この白書にどう載せるかというのは、このままでいいんですが、ここに課題があるんだということがよくわかりました。

しかも、それでは水産加工場全体でといたしますと、上のグラフの中に3万件あると書いてあるんです。それでは、3万件の中の米国輸出のHACCPだって266しかないのかというのは、こんなものなんだということが、そういうことをメッセージとして伝えておられるのか、意図があるのかどうかかわからないんですけれども、課題としてすごく浮かび上がっていると思った次第です。

私の方からは以上ですが、いかがでしょうか。

ほかはいかがですか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見も大体いただいたようでございますので、質疑はこの辺で終わりたいと思います。資料1～3の「平成23年度水産の動向」（本文案）及び本日諮問のありました資料4の「平成24年度水産施策」（案）につきましては、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、事務局で再度修正等を行いまして、最終案につきましては私に一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

実は、もしまだ意見を言い足りない方がおられるようでしたら、本日中に事務局にメールなり電話なりをいただきたいというふうに内々伺っておりますので、そうだ、言い忘れたということがございましたら、是非本日中ということでもよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方から報告事項等がございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日は本当に御審議ありがとうございました。

本日いただきました御指摘等を踏まえまして最終案を作成いたしまして、部会長と御相談させていただきたいと思っております。

この白書の今後のスケジュールでございますけれども、現時点では5月下旬に閣議決定し、国会提出ということをご予定しております。その手続で進めさせていただきたいと思っ

ております。

委員の皆様方におかれましては、御多用の中、企画部会に御出席いただき、本日も貴重な御助言・御指導をいただきまして、誠にありがとうございました。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。